

＜＜＜新旧対照表＞＞＞

○多治見市防火管理講習実施要綱（平成30年9月27日消防本部告示第4号）の一部を改正する規程
新旧対照表

部署名：予防課

新	旧
○多治見市防火管理講習実施要綱 平成30年9月27日消防本部告示第4号 改正 令和元年6月27日消本 告示第8号 令和3年12月28日消本 告示第2号 令和4年1月18日消本 告示第1号 多治見市防火管理講習実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イ及び第2号イの規定に基づき消防長が行う防火管理に関する講習（以下「講習」という。）の実施に関して、政令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、防火管理に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第1号）及び消防法施行規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習（平成16年消防庁告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (講習の区分) 第2条 講習の区分は、次のとおりとする。 (1) 規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習（以下「甲種講習」という。） (2) 政令第3条第1項第2号イに規定する乙種防火管理講習（以下「乙種講習」という。） (3) 規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習（以下「再講習」という。） (講習の実施回数) 第3条 講習の実施回数は、次のとおりとする。 <u>ただし、法人であって総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものに委託した場合は、この限りでない。</u> (1) 甲種講習及び乙種講習 年1回以上 (2) 再講習 必要に応じて実施 (受講の申込み) 第4条 講習を受講しようとする者は、防火管理講習受講申込書（別記様式第1号）を消防長に提出するものとする。 2 再講習の申込者は、前項の申請書に、直近の	○多治見市防火管理講習実施要綱 平成30年9月27日消防本部告示第4号 改正 令和元年6月27日消本 告示第8号 令和3年12月28日消本 告示第2号 令和4年1月18日消本 告示第1号 多治見市防火管理講習実施要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号イ及び第2号イの規定に基づき消防長が行う防火管理に関する講習（以下「講習」という。）の実施に関して、政令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、防火管理に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第1号）及び消防法施行規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習（平成16年消防庁告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (講習の区分) 第2条 講習の区分は、次のとおりとする。 (1) 規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理新規講習（以下「甲種講習」という。） (2) 政令第3条第1項第2号イに規定する乙種防火管理講習（以下「乙種講習」という。） (3) 規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習（以下「再講習」という。） (講習の実施回数) 第3条 講習の実施回数は、次のとおりとする。 _____ _____ _____ (1) 甲種講習及び乙種講習 年1回以上 (2) 再講習 必要に応じて実施 (受講の申込み) 第4条 講習を受講しようとする者は、防火管理講習受講申込書（別記様式第1号）を消防長に提出するものとする。 2 再講習の申込者は、前項の申請書に、直近の

新	旧
講習で交付された修了証（規則第2条の3第5項に規定する修了証をいう。以下同じ。）の写しを添付するものとする。	講習で交付された修了証（規則第2条の3第5項に規定する修了証をいう。以下同じ。）の写しを添付するものとする。
3 講習事項の一部免除を申請する者は、第1項の申請書に、防火管理に関する講習の実施細目第2に定める者であることを証明する免状又は修了証の写しを添付するものとする。 （修了者名簿の作成）	3 講習事項の一部免除を申請する者は、第1項の申請書に、防火管理に関する講習の実施細目第2に定める者であることを証明する免状又は修了証の写しを添付するものとする。 （修了者名簿の作成）
第5条 消防長は、講習の課程を修了した者について、防火管理講習課程修了者名簿（別記様式第2号）を作成するものとする。 （修了証の再交付）	第5条 消防長は、講習の課程を修了した者について、防火管理講習課程修了者名簿（別記様式第2号）を作成するものとする。 （修了証の再交付）
第6条 修了証を紛失、汚損、破損した者又は、 <u>氏名変更した場合は</u> 、防火管理講習修了証再交付申請書（別記様式第3号）を消防長に提出して、その再交付を申請することができる。	第6条 修了証を紛失、滅失、汚損又は破損した者は、防火管理講習修了証再交付申請書（別記様式第3号）を消防長に提出して、その再交付を申請することができる。
2 前項の申請の際、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定による手数料を納付しなければならない。 <u>（氏名変更による再交付は除く。）</u>	2 前項の申請の際、多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の規定による手数料を納付しなければならない。
3 消防長は、第1項の申請書を受理したときは、防火管理講習課程修了者名簿と照合し、修了証が交付されている場合には、修了証を再交付するものとする。 （講習の日時、場所等の公示）	3 消防長は、第1項の申請書を受理したときは、防火管理講習課程修了者名簿と照合し、修了証が交付されている場合には、修了証を再交付するものとする。 （講習の日時、場所等の公示）
第7条 消防長は、講習の日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を広報紙及びホームページへの掲載により周知するものとする。 （その他）	第7条 消防長は、講習の日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を広報紙及びホームページへの掲載により周知するものとする。 （その他）
第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。 附 則 この告示は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和元年6月27日消本告示第8号） この告示は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和3年12月28日消本告示第2号）	第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。 附 則 この告示は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定は、平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和元年6月27日消本告示第8号） この告示は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和3年12月28日消本告示第2号）
1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。	1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。
2 この告示の施行の際、改正前の多治見市防火管理講習実施要綱及び多治見市自動体外式除細動器貸出要綱の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の多治見市防火管理講習実施要綱及び多治見市自動体外式除細動器貸出要綱の規定による様式により提出されている文書とみなす。	2 この告示の施行の際、改正前の多治見市防火管理講習実施要綱及び多治見市自動体外式除細動器貸出要綱の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の多治見市防火管理講習実施要綱及び多治見市自動体外式除細動器貸出要綱の規定による様式により提出されている文書とみなす。
3 この告示の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。	3 この告示の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

新		旧	
る。 附 則（令和４年１月18日消本告示第１号） この告示は、告示の日から施行する。 <u>附 則（令和●年●月●日消本告示第●号）</u> <u>この告示は、令和●年●月●日から施行する。</u> 《略》		る。 附 則（令和４年１月18日消本告示第１号） この告示は、告示の日から施行する。 《略》	
摘要	改正理由 日本防火・防災協会（法人であって総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたもの）に防火管理者講習を委託することになったため、所定の改正を行うもの。		